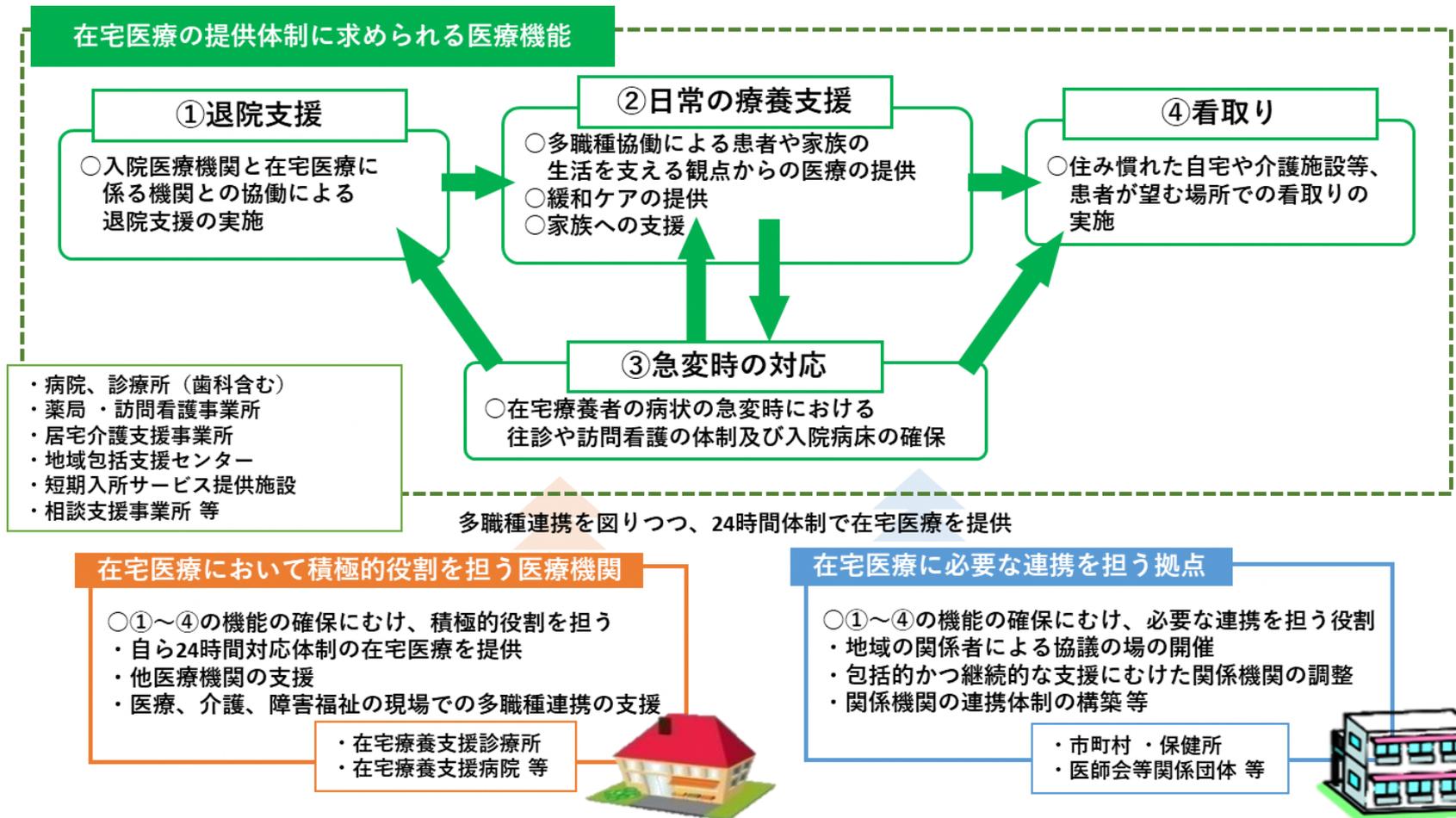


在宅医療において積極的役割を担う医療機関

国の指針※では、積極的医療機関には、在宅医療の提供体制に求められる①～④の機能の確保に向け、多職種間連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供する役割を求めている。

「在宅医療の体制構築に係る指針※」による在宅医療の提供体制イメージ 第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG資料一部改編



大阪府における在宅医療の体制構築にかかるイメージ図

在宅医療の圏域（二次医療圏）に1つ以上の在宅医療の連携の拠点と積極的役割を担う医療機関を位置づける



想定
 病院、診療所、
 訪問看護事業所、
 地区医師会等関係団体、
 保健所、市町村等

①在宅医療の圏域 (二次医療圏)

圏域内に複数の「在宅医療の連携の拠点」と
 「積極的役割を担う医療機関」があるイメージ

②在宅医療の連携の拠点 (例) 市町村、保健所、地区医師会 (診療所・病院) 単位で構築

- ※ **要件**
1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催
 2. 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
 3. 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
 4. 人材育成
 5. 地域住民への普及啓発
- ※詳細な要件は、国通知参照

②在宅医療の
 連携の拠点

③積極的役割を
 担う医療機関

②在宅医療の
 連携の拠点

③積極的役割を
 担う医療機関

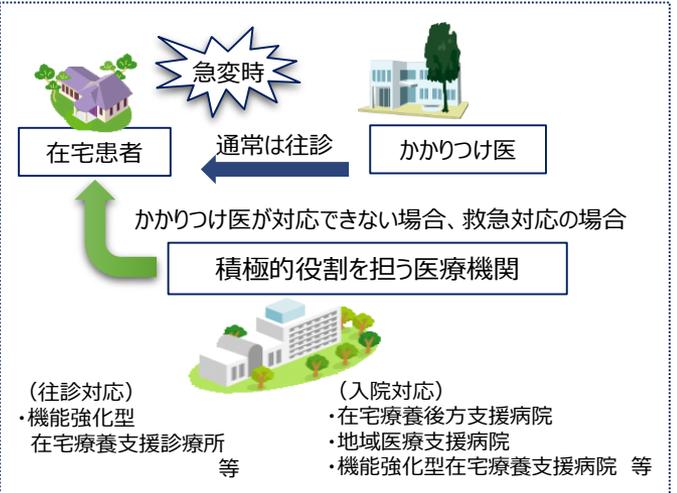
③積極的役割を 担う医療機関

- 目標**
- 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
 - 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
 - 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
 - 患者の家族等への支援を行うこと

- ※ **要件**
1. **医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと**
 (例) かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等を行う
 2. **在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること**
 (例) 地域ケア会議等での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施 等
 3. **臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること**
 (例) 自院や関係機関の医療従事者等への研修の機会の確保に努める (努力規定)
 4. **災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと**
 (例) 自院でのBCP策定及び他の医療機関への策定内容の共有 等
 5. **地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること**
 (例) 地域包括支援センター、在宅医療・介護連携コーディネーター等との連携、ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等
 6. **入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと**

想定
 機能強化型在宅療養支援診療所、
 機能強化型在宅療養支援病院等

積極的役割を担う医療機関イメージ



※「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
 令和5年3月31日付け医政地発0331第14号
 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

(参考) 積極的医療機関において活用可能な補助事業について (令和5年度事業)

積極的医療機関に求められる事項	活用できる府の補助事業等 (令和5年度時点)
1. 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	1. 在宅医療体制強化事業 (機能強化支援事業)
2. 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	1. 在宅医療体制強化事業 (機能強化支援事業)
3. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	2. 在宅医療体制強化事業 (同行訪問事業)
4. 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	3. BCPセミナーへの参加等
5. 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること	
6. 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと	4. 在宅医療移行体制確保事業

※来年度以降、下記内容の更なる拡充を検討

1. 在宅医療体制強化事業（機能強化支援事業）

在宅療養患者への24時間往診体制整備に向けて、複数医療機関における連携体制の構築を支援する。具体的には、機能強化型在宅療養支援診療所（病院）の算定要件を充足させるため、またはグループ診療体制の構築及び運営のために、医療機関間や多職種間の連携体制構築にかかる経費（例：ICT導入費等）への補助を行う。参考URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryozaitaku/kinokyoka.html>（R5年度事業開始前）

2. 在宅医療体制強化事業（同行訪問事業）

将来の在宅医確保に向け、府内の医師を対象に同行訪問等の在宅医療研修会を実施する診療所（病院）を支援する。具体的には、同行訪問等の在宅医療研修会に要する経費への補助を行う。参考URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryozaitaku/doukou.html>（R5年度事業開始前）

3. BCPセミナーへの参加等

府HPIにおいてBCPサンプルを掲載。また、毎年BCPセミナーを開催。参考URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryosaigaiiryozaitaku/jigyokeizoku.html>

4. 在宅医療移行体制確保事業

医療機関の入退院支援や急変時の受入機能を強化することによって、府内の医療提供体制の充実を図る。具体的には、入退院支援加算や在宅療養後方支援病院等の施設基準の算定要件を充足させるため、地域連携に必要な看護師等の配置に必要な経費への補助を行う。

参考URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryozaitaku/ikotaiseikakuho.html>（R5年度事業開始前）

<在宅医療の体制構築に係る指針※> (抜粋)

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、**地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。**在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、**市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。**また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、**事前に市町村と十分に協議することが重要である。**なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

① 目標

(略)

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の**関係者による会議を定期的**に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む**連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること**
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、**地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと**
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、**関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること**
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に**必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと**
- ・ **在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること**

<在宅医療の体制構築に係る指針※> (抜粋)

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。**また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、**在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。**

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

① 目標

(略)

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない**夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと**
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、**関係機関に働きかけること**
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ **災害時等にも適切な医療を提供するための計画**（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）**を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと**
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを**適切に紹介すること**
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れを行うこと**

※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

<在宅医療の体制構築に係る指針※> (抜粋)

第3 構築の具体的な手順

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第2 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、**退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定すること。**圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであり、施策の実効性を確保する観点から、圏域の設定は確実に行うことが望ましい。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の**二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の配置状況並びに地域包括ケアシステムの状況も踏まえ、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。なお、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域内に少なくとも1つは設定すること。**
- (4) 検討を行う際には、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、在宅医療に関わる病院・診療所関係者、住民・患者、市町村等の各代表が参画すること。

※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

府の考え方

在宅医療の圏域は「二次医療圏単位」として整備し、取組みについては連携の拠点を中心とした地域で推進

- ◆在宅医療の圏域において、急変時の受入体制や医療と介護の連携体制の構築等が必要だが、医療資源の整備状況は地域によって異なるため、すべての圏域で体制を確保するには、二次医療圏単位とすることが望ましい
- ◆一方、日常の療養生活や容態悪化時の往診等、身近な医療提供体制の推進にあたっては、市区町村や保健所単位等の医療及び介護資源等の実情に応じて地域で推進することが望ましい
- ◆よって、二次医療圏内に、「連携の拠点」を中心とした地域を設定し、取組みを推進する
- ◆なお、「連携の拠点」の地域設定にあたっては、必ず1つ以上の「積極的医療機関」を含むものとする